

水田農業物価高騰緊急対策事業実施に係る運用について

令和7年3月10日
農 産 園 芸 課

宮崎県農産園芸関係事業補助金交付要綱（平成10年4月1日農産園芸課）（以下、「交付要綱」という。）における、「水田農業物価高騰緊急対策事業」実施に係る運用については、下記によるものとする。

記

1 事業の目的

物価高騰の影響を受ける水田農業経営体に対して、燃料や肥料等の削減につながる機械の導入を支援し、物価高騰に負けない水田農業経営体の体質強化を図る。

2 補助対象経費及び補助上限額等

（1）補助対象経費

燃料使用量や肥料等の削減を図り、コスト削減や更なる規模拡大につながる機械の導入に要する経費

ア 対象経費例

省エネ乾燥機、省エネトラクター、高性能コンバイン、可変施肥田植機等

イ 留意点

（ア）導入する機械の設置費用及び既存機械の撤去費用は補助対象経費に含まない。

（イ）導入する機械は、原則新品であること。ただし、知事が必要と認める場合は、事業実施主体が適正と認める価格で取得された機械であって中古機械等（法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数をいう。以下同じ。）から経過期間を差し引いた残存年数（年単位として、1年未満は切り捨てる。）が2年以上の機械等をいう。）も対象とすることができるものとする。

（2）補助上限額

1 事業実施主体当たり5,000千円

（3）事業の優先採択基準

地域の合意のもと事業実施主体に農地の集積・集約を図り、経営規模の拡大や作業受託等が効率的に実施できる体制が構築される取組について、西臼杵支庁又は各農林振興局（以下「支庁・振興局」という。）ごとに、別添のポイント表に基づき、県農産園芸課と協議の上、優先採択するものとする。

ポイントが同点の場合は、県が実施する経営コンクールへ応募する意向がある事業実施主体を優先採択するものとする。

3 事業実施等の手続き等

(1) 事業計画書の作成及び提出

事業を実施しようとする事業実施主体は、事業計画書（交付要綱別記様式第1号その16）を作成の上、市町村長に提出するものとする。

市町村長は、事業計画書の内容を審査した後、ポイント整理表（別記2）を添付し、支庁・振興局の長に提出するものとする。

(2) 事業計画の審査等

支庁・振興局の長は、事業計画書、ポイント整理表の内容を速やかに審査し、適当であると認められるときは、県農産園芸課と協議の上、予算配分を受けるものとする。

なお、事業実施主体への補助金の交付に当たっては、交付要綱に定めるところにより実施する。

(3) 事業実績の作成及び提出

事業実施主体は、令和8年2月末までに事業を完了し、事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった年度の3月10日のいずれか早い期日までに事業実績書を作成の上、所管する支庁・振興局の長に提出するものとする。

4 実施状況の報告等

(1) 事業実施主体は、事業実施状況報告書（別記3。以下「報告書」という。）を作成し（令和7、8、9年分）、市町村長に提出するものとする。

(2) 市町村長は、報告書の内容を審査し、4月20日までに所管する支庁・振興局の長に提出するものとする。

(3) 支庁・振興局の長は、報告書の内容を速やかに審査するものとする。

(4) なお、支庁・振興局の長は、事業計画の達成状況において、特に指導が必要と認められた場合は、事業実施主体に対し、関係機関・団体と連携して適切な指導を行うよう市町村を指導するものとする。

(5) 支庁・振興局の長は、本事業により導入した機械の導入効果を検証するための経営分析等の実施や、モデル経営体として地域へ導入効果を波及するための現地研修会等の実施に積極的に協力するものとする。